

会津坂下町空き家バンク設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家バンクを設け、会津坂下町における空き家等の情報を提供することにより、町への移住・定住の促進及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 会津坂下町内（以下「町内」という。）に個人が建築した建築物又はこれに付随する工作物であつて、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権そのほかの権利により当該空き家等の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 町内に存する空き家等の所有者等から売買又は賃貸を希望する旨の申込を受けた情報を、町内への定住等を目的として、空き家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、紹介を行うシステムをいう。
- (4) 協力事業者 空き家バンクに登録されている空き家等の取引に係る仲介業務を行うため、町と協定を締結している者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、この要綱によらない空き家等の取引を妨げるものではない。

- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員と認められる者は、空き家バンクを利用することができない。

(空き家等の登録申込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家等に関する登録を希望する所有者等は、空き家バンク物件登録申込書（様式第1号）及び空き家バンク物件登録カード（様式第2号）、公的身分証明書の写しを町長に提出し

なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、協力事業者に登録に必要な調査を依頼し、その結果を求めるものとする。
- 3 町長は、第1項の規定による登録の申込みについて適切であると認めるときは、空き家バンクに登録しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクへ登録しないものとする。
 - (1) 当該空き家等が、第2条第1号の条件を満たしていないとき。
 - (2) 当該空き家等の登録申込者が、第2条第2号の所有者等の条件を満たしていないとき。
 - (3) 所有者等に町税、保険料、税外債権等の滞納があるとき。
 - (4) 所有者等が、破産又は民事再生の申立てをしていたり、強制執行を受けていたりしているとき。
 - (5) 当該空き家等の老朽化が著しいとき。
 - (6) その他町長が適当でないとしたとき。
- 4 所有者等は、契約成立まで空き家等の保全に努めなければならない。ただし、契約後も権利を有する場合においては、契約後も継続して保全に努めなければならない。
- 5 町長は、第3項の規定による登録をしたとき又は登録をしなかったときは、その旨を空き家バンク物件登録完了（不可）通知書（様式第3号）により所有者等に通知するものとする。

（空き家等に係る登録事項の変更）

第5条 前条第5項の規定による登録の通知を受けた所有者等は（以下「物件登録者」という。）は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク物件登録事項変更申請書（様式第4号）により遅滞なくその旨を町長に届出なければならない。

（空き家バンクの登録の抹消）

第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの登録を抹消するとともに、その旨を空き家バンク登録抹消通知書

(様式第5号)により物件登録者に通知するものとする。

- (1) 当該空き家等に係る所有権その他の権利の移転があったとき。
- (2) 空き家バンクの登録抹消の申出があったとき。
- (3) 登録後、再登録を行わず、2年を経過したとき。
- (4) 申込み内容に虚偽があったとき。
- (5) 第4条第3項各号の規定に該当すると認められたとき。
- (6) その他町長が適当でないと認められたとき。

(空き家等情報の公開)

第7条 町長は、空き家バンクに登録された情報のうち、次に掲げる情報(以下「物件情報」という。)を公開し、必要に応じて協力事業者に対して、空き家バンクに登録された情報を提供することができるものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 所在地
- (3) 売買又は賃貸の別
- (4) 売買又は賃貸の希望価格
- (5) 構造、面積及び建築時期
- (6) その他必要な情報

(空き家バンク利用希望者の登録の申込み等)

第8条 空き家バンクの利用希望者は、空き家バンク利用登録申請書(様式第6号)、誓約書(様式第7号)及び公的身分証明書の写しを町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による利用登録の申込みがあったときは、次の各号のいずれかに該当しているものを空き家バンク利用登録者(以下「利用登録者」という。)として登録するものとする。

- (1) 町内に定住又は定期的に滞在して、農業、経済、教育、文化、芸術活動等を行うことにより、地域の活性化に寄与できる者及び会津坂下町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活できる者
- (2) その他町長が適当と認めた者

3 町長は、前項の規定による登録をしたとき又は登録をしなかったときは、その旨を空き家バンク利用登録完了（不可）通知書（様式第8号）により当該利用希望者に通知するものとする。

（利用登録者の登録情報の変更の届出）

第9条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク利用登録事項変更申請書（様式第9号）により遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

（利用登録者の登録の抹消）

第10条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク利用登録を抹消するとともに、その旨を空き家バンク利用登録抹消通知書（様式第10号）により当該利用登録者に通知するものとする。

- （1） 空き家等利用の目的が、第8条第2項各号の規定に該当しないこととなったとき。
- （2） 空き家等を利用することにより、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められたとき。
- （3） 申込み内容に虚偽があったとき。
- （4） 空き家バンクの利用登録の抹消の申出があったとき。
- （5） 利用登録から3年を経過したとき。
- （6） その他町長が適当でないと認めたとき。

（希望物件利用申込み及び通知）

第11条 空き家バンクの登録物件についてこれを利用しようとする利用登録者は空き家バンク登録物件利用希望申請書（様式第11号）により町長に申し込まなければならないものとする。

2 町長は、前項の規定による申込みがあった場合には、当該物件登録者及び仲介を担当する協力事業者に対し、申込みがあったことを通知するものとする。

（物件登録者と利用登録者の交渉等）

第12条 物件登録者と利用登録者との交渉、賃貸借契約等の法律行為及

びこれに付随して生じたトラブル等について、町長は一切これに関与しないものとする。

- 2 協力事業者は、仲介した交渉の結果を空き家バンク仲介結果報告書（様式第12号）により町長に報告しなければならない。
（個人情報保護）

第13条 空き家バンクに登録された個人情報の取扱いについては、会津坂下町個人情報保護条例（平成27年9月15日条例第24号）に定めるところによる。

- 2 物件登録者、利用登録者及び協力事業者は、空き家情報における個人情報の取扱いについて、次の事項に留意するものとする。

- (1) 個人情報を外に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得、収集、作成及び利用しないこと。

- (2) 個人情報を毀損及び滅失することのないように適正に管理すること。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。